

集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保 における集合物論・分析論について

——担保法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに
向けた検討(1)～(3)に寄せて——

生 熊 長 幸*

目 次

- 1 はじめに
- 2 集合動産譲渡担保における集合物論と分析論
 - (1) 中間試案および「要綱案検討(1)」
 - (2) これまでの判例
 - (3) これまでの学説
 - (4) 検 討
- 3 集合債権譲渡担保における集合物論的構成と分析論
 - (1) 中間試案および「要綱案検討(1)」
 - (2) これまでの判例
 - (3) これまでの学説
 - (4) 検 討
- 4 む す び

1 はじめに

法制審議会・担保法制部会における担保法制の見直しに関する審議は、2023年(令和5年)1月20日に「担保法制の見直しに関する中間試案」(以下「中間試案」という)と「担保法制の見直しに関する中間試案の補足説

* いくま・ながゆき 大阪市立大学名誉教授 岡山大学名誉教授 元立命館大学大学院法務研究科教授

明」(以下「補足説明」という)を公表して中間試案に対するパブリックコメントを実施し、同年3月20日にパブリックコメントを終えた。

そして、これを踏まえて、早や同年4月25日には、担保法制部会第32回会議が開催され、同会議に提出された「担保法制部会資料28 担保法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(以下「要綱案検討」という)(1)」が公表され、引き続き同年5月23日開催の担保法制部会第33回会議には担保法制部会資料30「要綱案検討(2)」が、同年6月13日開催の担保法制部会第34回会議には担保法制部会資料31「要綱案検討(3)」が、それぞれ提出され、公表されている。

本稿では、中間試案、「要綱案検討(1)」から「要綱案検討(3)」を参照しながら、集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保における集合物論および分析論について検討したい。ここでの集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保は、いわゆる循環型、すなわち、集合動産の構成部分である個別動産の搬出・搬入が繰り返されることが予定されている集合動産譲渡担保、および集合債権の構成部分である個別債権が設定者の取立て等により消滅し、新たに個別債権が流入することが予定されている集合債権譲渡担保を前提としている。

私は、昨年本誌で、集合動産譲渡担保においても集合債権譲渡担保においても集合物論・集合物論的構成(集合債権譲渡担保の場合に「集合物論」という用語を使用することにはやや異和感を覚えるので、「集合物論的構成」という用語を使用する)を採るべきではないかとする私見を述べさせていただいたが¹⁾、中間試案および「要綱案検討(1)」は、これまでと同様、従来の多数学説に依拠して、集合動産譲渡担保においては集合物論を採り、集合債権譲渡担保においては分析論を採っている。そこで、本稿では、新たな知見を加えて、この問題につき再度検討を加えさせていただくことにし

1) 生熊長幸「集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保の立案をめぐる問題について——法制審議会・担保法制部会「中間試案のとりまとめに向けた検討(2)」に寄せて——」立命館法学402号232～244頁(2022年)。

た。なお、「要綱案検討(1)」は、多数学説に依拠した規律であるとされているが、多数学説とは異なった規律になっていると思われる部分もあるので、この問題の検討はなお重要であると考える。

以下、「」内の文章は、中間試案および「要綱案検討(1)」の文章をそのまま引用したものである。

なお、現行法の動産譲渡担保権および留保所有権に相当する権利を、中間試案では「新たな規定に係る動産担保権」と呼んでいたが(中間試案では、「動産抵当権」や「非占有質」などの名称を有する物権を新たに創設するか、譲渡担保契約あるいは所有権留保契約から債権者に認められる権利を「譲渡担保権」あるいは「留保所有権」とするかを決めていなかったため)、「要綱案検討(1)」では、譲渡担保契約により債権者に認められる権利を譲渡担保権、所有権留保契約により債権者に認められる権利を留保所有権と呼ぶことにしており、部会資料も読みやすくなった。

2 集合動産譲渡担保における集合物論と分析論

(1) 中間試案および「要綱案検討(1)」

中間試案および「要綱案検討(1)」は、ともに集合動産を目的とする譲渡担保が可能であることを明らかにする規律が必要であるとしている。その理由として挙げられているものは何か。

(a) 中間試案

(ア) 「第1章 担保権の効力」「第3 集合動産・集合債権を目的とする担保権の実体的効力」

- 「1 動産の集合体に対する新たな規定に係る動産担保権の設定の可能性
新たな規定に係る動産担保権は、種類、所在場所、量的範囲の指定その他の方法により特定された範囲(以下「特定範囲」という。)に属する動産の集合体(設定後に新たに動産がその集合体に参加

（個別動産が特定範囲に新たに入ることをいう。）をすることが予定されているものを含む。）を一括して目的とすることができるものとする（注）。

（注） 集合体として一括して担保権の目的となるためには、単に複数の動産によって構成されているだけでなく、経済的又は取引上の一体性など、一体として扱うことを正当化するための何らかの要件が必要であるという考え方がある。」

（イ）補足説明²⁾（α）〔集合物論を採る必要性の有無〕 現行法の集合動産譲渡担保について、判例は、構成部分の変動する集合動産も、何らかの方法で目的物の範囲が特定される場合には譲渡担保の目的となるとし、集合物を目的とする譲渡担保権について一旦具備された対抗要件の効力は、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶものとしている。すなわち、ここでは、集合物論を採ることによって、個々の動産が集合物の範囲内に流入した時を当該動産についての担保権設定時とするのではなく、初めに集合物に担保権が設定され、以後集合物の内容が変動しているだけであるとの評価が導かれている。

これに対して、動産譲渡登記制度が導入され、将来取得する動産の譲渡についても登記が可能になったため、集合動産の譲渡担保は、現在又は将来取得する動産を含む集合動産について一括して譲渡担保権が設定されたと構成すれば足り、集合物概念を介する必要はないとの見解もある。

以上のように、将来取得する動産を含む集合動産が担保目的で譲渡された場合については、どのように理論構成するかについて見解の違いはあるが、将来取得する動産を含めて対抗要件の具備を可能とすることについてはおおむね異論がない。

（β）〔動産の集合体について担保権設定を可能とする規定を設ける意義〕 種類や所在場所の指定等の方法で範囲を特定することにより、その範囲に含

2) 補足説明19頁以下。

まれる動産、すなわち動産の集合体に一括して譲渡担保権を設定することができるとする規定を設ける意義は、設定後に構成部分の変動した場合でも、新たな設定行為を要せずに新たに構成部分となった動産に担保権が及び、また、初めに対抗要件を具備しておけば、以後集合動産に加入をした個別動産にもその効力を及ぼすことができる点にある。

(γ) [担保権の効力の及ぶ客観的範囲の特定の必要性] 判例では、目的物を特定するための方法の具体例として、種類、所在場所及び量的範囲を指定する方法が挙げられているが、担保権が及ぶ範囲が明らかになるのであれば、他の方法による特定も可能であると考えられる。契約の目的物の特定については、契約一般において問題となるものであり、動産の担保取引にのみ何らかの規律を設けることは困難であるため、本文では、どのような特定がされれば十分であるかをそれ以上具体化して明らかにしていない。

部会では、目的物の特定として「在庫一切」とすることができるかについて議論がなされた。例えば、設定者が特定の倉庫内の在庫に担保権を設定した後に、事業の拡大などの理由で倉庫が移転された場合に、新しい倉庫に搬入される動産に当初の担保権の効力を及ぼすため、「在庫一切」という特定方法を認めるべきであるとの指摘がある。これに対して「在庫一切」のような特定方法については、担保目的財産の価値が相対的に大きくなることで、①担保目的財産の価値が被担保債権を大きく上回る場合が生じやすくなる、②担保目的財産の価値が債務者資産の総価値の大きな部分を占める場合が生じやすくなるなどの弊害も指摘されている。

(b) 「要綱案検討(1)」

(ア) 「第4 集合動産を目的とする譲渡担保権に関する規律」

「1 特定範囲に属する動産を目的とする譲渡担保」

譲渡担保契約は、種類、所在場所、量的範囲の指定その他の方法により特定された範囲（以下「特定範囲」という。）に属する動産

（将来において特定範囲に属するものを含む。）を一括して目的とすることができる。

(イ)（説明） 集合動産を目的とする譲渡担保が可能であることを明らかにしようとするものである。中間試案からの実質的な変更点はない。

中間試案においては構成部分の変動しない複数の動産も含めて「動産の集合体」とし、これを目的とすることができるとしていたが、構成部分の変動しない複数の動産について「集合体」という文言を用いることは必要性が乏しく、集合物との関係が分かりにくいという指摘もあった。そこで、この点については表現を修正している。

また、中間試案には、注のような考え方があることを示していたが、このような要件を明示的には要求しないこととしている。

(2) これまでの判例

判例は、「構成部分の変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法によって目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができるものと解すべきであることは、当裁判所の判例とするところである」として（最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁。最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁を引用）、構成部分の変動する集合動産譲渡担保について一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができるとする集合物論を採用している。

(3) これまでの学説

(a) 集合物論（多数学説）

多数学説も、集合動産譲渡担保については、前記判例と同様、特定された範囲内の現存する個別動産および将来流入する個別動産をその構成部分とし、構成部分である個別動産の流出・流入が予定されている1個の集合物が一つの集合動産譲渡担保の目的であるとする集合物論を採っている³⁾。

3) 安永正昭・講義物権・担保物権法〔第4版〕466頁（有斐閣・2021年）、近江幸治・民

この集合物論は、集合物を構成する個別動産にも集合動産譲渡担保の効力は及んでいると考える⁴⁾。

集合動産譲渡担保の場合、集合物論を採用する理由としては、次の点が挙げられている。①〔現存しない将来動産の扱い〕現存しない動産については物権の目的とすることができないから⁵⁾、譲渡担保の目的とすることはできないが、集合物論を採用すると、特定された目的物の範囲に含まれる将来動産についても、1個の集合物の構成部分として譲渡担保の目的とすることができる。②〔現存しない将来動産についての対抗要件〕集合物論を採用すると、集合動産譲渡担保権設定時に現存する集合動産の構成部分である動産につき占有改定による引渡しをすることによって集合動産譲渡担保の対抗要件は具備されるので、集合動産の構成部分となる将来動産についても対抗力が及ぶことになり、改めて対抗要件の具備を必要としない(将来集合動産に加入する動産について対抗力が認められるのは、集合動産譲渡担保の対抗要件具備時からなのか〔対抗要件具備時説または設定時説〕、個別動産が集合動産に加入した時からなのか〔加入時説〕については、見解の対立があるが、これまでの学説の多くは、対抗要件具備時説を採用してきた。→(4)(c)参照)。③ ②の結果、個別動産の集合動産への加入時点で債務者が無資力になっていても詐害行為取消請求の対象とはならない(②で触れた対抗要件具備時説が前提となっているといえよう)。これに対して、分析論を採用すると、債務者が無資力となった後に担保の目的を構成するに至った個別動産については、その時点で譲渡担保が成立したと扱われ、他の一般債権者による詐害行為取消しや破産手続等における否認権の対象となるおそれがある⁶⁾。

↘法講義Ⅲ〔第3版〕331頁(成文堂・2020年)、高橋眞・担保物権法〔第2版〕304頁以下(成文堂・2010年)、角紀代恵・はじめの担保物権法〔第2版〕196頁(有斐閣・2021年)、生熊長幸・担保物権法〔第2版〕329頁以下(三省堂・2018年)ほか。

4) 安永・前掲注3)講義物権・担保物権法〔第4版〕467頁、生熊・前掲注3)担保物権法〔第2版〕330頁など。

5) 生熊長幸・物権法〔第2版〕43頁(三省堂・2021年)。

6) 安永・前掲注3)講義物権・担保物権法〔第4版〕466～469頁、476頁、高橋・前掲注

(b) 集合物論徹底説

現行法の解釈論として道垣内弘人教授は、集合物論徹底説というべきものを主張されている。すなわち、集合動産譲渡担保においてその目的となるのは集合物であって、集合物を構成する個別動産は集合動産譲渡担保の目的物にならないし⁷⁾、集合動産譲渡担保の対抗力も個別動産には及ばない⁸⁾、集合動産譲渡担保が実行されるときに初めて集合動産は固定化し、集合動産譲渡担保は複数の個別動産譲渡担保に転化する、個々の動産についての譲渡担保の対抗要件は、集合物について具備された対抗要件が個別の動産の対抗要件に転化するから、個々の動産についての対抗要件具備の時期は、集合物について対抗要件が具備された時期と考えることができる⁹⁾、とされる。

この考え方によると、(a)の多数学説による集合物論の③と同様、設定者の資力悪化後に集合動産の所在場所に搬入された個別動産も詐害行為取消請求の対象にならないということになるとも考えられるが、教授は、このような考え方は極端に過ぎるとされ、財産状態悪化前に100個の動産が集合物を組成し、現時点では120個になっているときは、20個分につき詐害行為取消請求をなしうると考えるべきであるとされている¹⁰⁾。

(c) 分析論

これらの学説に対して、分析論は、集合動産譲渡担保において、集合物論を観念する必要はなく、譲渡担保の客体はあくまで個々の動産であり、個々の動産に対する設定契約が一括してなされていると理解し、将来集合

↘注 3) 担保物権法〔第2版〕305頁、生熊・前掲注 3) 担保物権法〔第2版〕330頁。道垣内弘人・担保物権法〔第4版〕335頁以下（有斐閣・2017年）も、一般的な集合物論を同様に理解する。

7) 道垣内・前掲注 6) 担保物権法〔第4版〕335～337頁。

8) 道垣内・前掲注 6) 担保物権法〔第4版〕341頁。

9) 道垣内・前掲注 6) 担保物権法〔第4版〕347頁。

10) 道垣内・前掲注 6) 担保物権法〔第4版〕336頁。

動産の所在場所に搬入される個別動産につき譲渡担保の効力・対抗力が生じるのは、それに関する予めの設定の合意および占有改定がなされているからである、当初客体となった動産を設定者が処分することができ、その場合に譲渡担保権の効力が消滅するのは、設定者による処分が譲渡担保権設定の解除条件になっている、あるいは譲渡担保権者から設定者に処分の授權がなされている、と構成すると主張する¹¹⁾。この説は、設定者の資力状態が悪化した後に新たな動産を担保の対象に組み入れた場合、破産法上の否認権(破160条)の対象になるとする¹²⁾。

松岡久和教授も、分析論を採られ、集合物概念は、対抗要件を譲渡時に備えさせることを目的とした機能的なものであるとされる¹³⁾。そして、教授は、将来の物についての譲渡行為は、将来の債権についての譲渡行為と同様、集合物概念を介在させなくても、設定契約の時点で観念でき、動産の発生前の譲渡登記時に対抗要件具備の効力を与えることができると解することができる¹⁴⁾、流動動産と流動債権はできるだけ統一的に理解することがABL促進の観点からも望ましいから、集合動産譲渡担保についても分析論で理解すべきであるとされている¹⁵⁾。また、教授は、集合物論によると、一般財産を不当に譲渡担保に取り込んだ場合にも詐害行為取消しや否認が問題とならないので、(a)の集合物論は不適切と考えられているようである¹⁶⁾。

(4) 検 討

(a) 将来動産は現時点で譲渡担保権の目的にすることができないこととの関係

通説的見解は、現存しない将来動産については、現時点で動産譲渡担保

11) 松尾弘=古積健三郎・物権法371頁以下〔古積〕(弘文堂・2005年)。

12) 松尾=古積・前注11)物権法373頁〔古積〕。

13) 松岡久和・担保物権法355頁(日本評論社・2017年)。

14) 松岡・前掲注13)担保物権法355頁、362頁。

15) 松岡・前掲注13)担保物権法355頁。

16) 松岡・前掲注13)担保物権法354頁。

の目的にすることができないと考えるが、特定範囲に入る現存する動産と集合動産に将来加入する動産をまとめて1個の集合物とすれば、現時点でこの集合物に譲渡担保権を設定でき、対抗要件を備えることができると考える（担保法制部会第32回会議議事録48～50頁によると、集合動産の所在場所に動産が全く存在していない状態でも集合動産譲渡担保権の対抗要件の具備を認めないと、金融機関としては安心して融資ができなくなるとの意見が複数表明されているが、集合動産譲渡担保は、事業担保権と違い、金融機関としては将来融資額に見合った内容の在庫になるであろうという見通しのもとに融資をするのではなく、集合動産の所在場所に現在搬入されている動産の種類、数量、価額や設定者の最近の取引状況を確認し、他の担保物権の設定の場合と同様、それに見合った額の融資をするのが原則であるから、現に特定範囲に属する動産の引渡しがあったときは、集合動産譲渡担保の対抗要件が具備されるとする「要綱案検討(1)」第4 2で問題はないと考える）。したがって、「要綱案検討(1)」の第4 1は、(1)(b)(ア)で見たように、集合動産譲渡担保においては、集合動産を目的として譲渡担保を設定することができるとして、そのことを明らかにしており、妥当だということになる。

これに対して、古積健三郎教授の採られる分析論は、集合動産譲渡担保において、集合物論を観念する必要はなく、譲渡担保の客体はあくまで個々の動産であるとされるのであるが、将来動産について、譲渡担保が設定され、また対抗要件が具備されるのは、個別動産が集合動産の所在場所に搬入されることが停止条件となっているとされるようであり、そうであれば分析論も可能であるが、集合物論で説明した方が集合動産譲渡担保の実態に合っているのではなからうか。他方、松岡教授の採られる分析論は、将来の物についての譲渡行為は、将来の債権についての譲渡行為と同様、集合物概念を介在させなくても、設定契約の時点で観念でき、動産の発生前の譲渡登記時に対抗要件具備の効力を与えることができると解することができることとされるのであり¹⁷⁾、現存しない将来の個別動産につき現時

17) 森田宏樹「事業の収益性に着目した資金調達モデルと動産・債権譲渡公示制度」金融法研究21号91～93頁（2005年）なども同様の見解。

点で譲渡担保の目的とすることができ、動産の発生前の譲渡登記時に対抗要件を備えることができることに賛成できない。動産債権譲渡特例法は、動産および集合動産につき譲渡登記をすることを認めているが、動産譲渡登記を利用するメリットとして、占有改定の場合には、第三者から見て外形上その存在が判然としないため、後日動産の譲渡を受けて占有改定をした者と占有改定の有無、先後を巡って紛争を生じるおそれがあること、譲渡登記の場合は、対抗要件具備の立証が容易であることが挙げられており、将来の個別動産の譲渡および登記による対抗要件具備を認めたものとは考えられないからである。

(b) 1度の設定行為および対抗要件の具備で後から加入する個別動産にも譲渡担保権の効力および対抗力が及ぶという点

中間試案の補足説明は、集合物論を採るメリットとして、設定後に構成部分の変動した場合でも、新たな設定行為を要せずに新たに構成部分となった動産に担保権が及び、また、初めに対抗要件を具備しておけば、以後集合動産に加入をした個別動産にもその効力を及ぼすことができる点を挙げている ((1)(a)(i)(β))。

他方、分析論を採られる古積教授も、個々の動産に対する設定契約が一括してなされていると理解し、集合動産の所在場所に将来搬入される個別動産につき譲渡担保の効力・対抗力が生じるのは、それに関する予めの設定の合意および占有改定がなされているからであるとする。

したがって、中間試案の補足説明の挙げる上記の点は、必ずしも集合物論のメリットとはいえないことになろう。

(c) 後から集合動産に加入した個別の動産に集合動産譲渡担保の対抗力が及ぶのはいつの時点からか

集合物論を採ると、後から集合動産に加入した個別の動産に集合動産譲渡担保の対抗力が及ぶのは、集合動産譲渡担保権につき対抗要件が具備さ

れた時からなのか（対抗要件具備時説または設定時説）、個別動産が集合動産に加入した時からなのか（加入時説）。中間試案の（補足説明）は、集合物を目的とする譲渡担保権について一旦具備された対抗要件の効力は、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶとする判例を引用しているが、この判例は、集合動産の所在場所に搬入された個別動産にいつから譲渡担保権の対抗力が及ぶのかについては触れておらず、中間試案は、対抗要件具備時説を採るか加入時説を採るかの決断はしなかった（中間試案第2章第4 1(2)ウは、【案4.1.1】（対抗要件具備時説）と【案4.1.2】（加入時説）の両論併記である）。しかし、「要綱案検討(2)」は、加入時説を採るべきことを再度提案している（第4 1(3)）。

これまでの集合物論を採る学説の多くは、対抗要件具備時説を採っていたと見られるが¹⁸⁾、私は加入時説を採るべきものとする¹⁹⁾。なぜなら、集合動産譲渡担保権を設定して対抗要件具備後、設定者が第三者から個別動産を所有権留保売買で買い受け留保所有権に対抗要件を具備してから集合動産の所在場所に搬入した場合や、設定者が第三者から購入代金の融資を受けて個別動産を買い入れ、その個別動産に第三者のために個別動産譲渡担保を設定し対抗要件を具備してから集合動産の所在場所に搬入した場合、対抗要件具備時説を採ると、設定者が第三者から個別動産を買い受けた途端、その個別動産に集合動産譲渡担保権の対抗要件具備時に遡って集合動産譲渡担保の対抗力が認められることになり、その結果、第三者がそ

18) 森田修編・新注積民法(7) 568頁（小山泰史）〔有斐閣・2019年〕参照。

19) 生熊長幸「特定動産譲渡担保・集合動産譲渡担保および動産所有権留保の対抗要件と担保権の優劣を決める基準——担保法制の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた検討(3)に寄せて——」立命館法学403号404～412頁（2022年）、同「動産譲渡担保権・留保所有権の対抗要件と他の動産担保権の優劣関係、債権譲渡担保権の対抗要件の在り方など——担保法制の見直しに関する中間試案に寄せて——」立命館法学404号259～263頁（2023年2月）、同「担保法制の見直しに関する中間試案（前注）および「第1章 担保権の効力 第1 個別動産を目的とする 新たな規定に係る担保権の実効的効力」とその問題点」立命館法学407号205～215頁（2023年6月）。

の設定を受けることを前提に売り渡すとともに対抗要件を備えた個別動産上の留保所有権や個別動産譲渡担保権が集合動産譲渡担保に劣後するという全く妥当性を欠く解釈論を導き出すことになるからである。

他方、古積教授の分析論によると、個別の動産につき集合動産譲渡担保の対抗力が具備されるのは、個別動産が集合動産に加入した時ということになろう(加入時説)。

したがって、集合物論に立ち加入時説を採れば、この問題においても集合物論と分析論とで違いは生じない。

(d) 詐害行為取消請求および否認権行使の可否の問題

(ア) 詐害行為取消請求の可否 (3)(a)の多数学説の場合、理由③に見られるように、集合物論を採ると、集合動産譲渡担保権設定時に現存する集合動産の構成部分である動産につき占有改定による引渡しをすることによって集合動産譲渡担保の対抗要件は具備されるので、将来集合動産に加入する動産についても対抗力が及ぶことになるから、個別動産の集合動産への加入時点で債務者が支払不能になっていても詐害行為取消請求の対象とはならないが、分析論を採ると、債務者が支払不能となった後に担保の目的を構成するに至った個別動産については、その時点で個別動産につき譲渡担保権が成立し、対抗要件が具備されたとして扱われるから、詐害行為取消しの対象となるおそれがあるとする学説が多かった²⁰⁾。

ところで、2017年(平成29年)に成立した改正民法(平成29年法律44号)の424条の3第1項は、「債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。」とし、その要件として、「1 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払い能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に

20) 森田編・前掲注18)新注釈民法(7)568頁(小山)参照。

弁済することができない状態をいう。次項第1号において同じ。）の時に行われたものであること。2 「その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。」を挙げている。なお、債務者によるこれらの行為が債務者の義務に属しないものである等の場合には、詐害行為取消請求の要件が緩和されている（同条）。

このような規定が設けられたのは、弁済その他の債務消滅行為の時点で債務者が支払不能であったことを詐害行為取消権の要件とすることで、基本的に破産法上の本旨弁済に関する規律（破162条1項1号）と同様の規律を採用するとともに、主観的要件につき、詐害行為取消権に関する従前の判例法理（大判大正5年11月22日民録22輯2281頁、最判昭和33年9月26日民集12巻13号3022頁など）を採用し、詐害行為取消権の行使のためには債務者と受益者との間の通謀的害意があることが必要であることににより、破産法上の否認権よりも要件を加重したものであるとされる²¹⁾。

このように既存の債務についての担保の供与が債務者の支払不能後になされても、担保の供与が債務者の義務に属する場合には、債務者と債権者との間の通謀的害意がない限り詐害行為取消請求の対象にならないのであるから、集合動産譲渡担保権に基づいて、債務者が支払不能になった後に集合動産の所在場所に個別動産を搬入する行為は、既存の債務についての担保の供与であり、かつ集合物論を採るか分析論を採るかにかかわらず集合動産譲渡担保契約上の債務者の義務に基づくものであるから、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものでない限り、詐害行為取消請求の対象にはならないというべきである。したがって、詐害行為取消請求の可否の判断においても、集合物論を採る場合と分析論を採る場合とで違いはないといえよう。

(1) 破産法上の否認権行使の可否 (3)(a)の多数学説の多くは、集合物論を採ると、集合動産譲渡担保権は、後に加入した動産を含む集合物に、

21) 潮見佳男・民法（債権関係）改正法の概要88頁以下（金融財政事情研究会・2017年）。

債務者が支払不能になる前に設定されていると考えるので、支払不能後に加入した動産についても否認権行使の問題は生じないが、分析論を採ると、個々の動産の加入時に譲渡担保が成立するので、否認権行使の対象になると考えてきたと思われる。

ところで、2004年(平成16年)に成立した改正破産法(平成16年法律75号)の162条1項は、「次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。」とし、その1号は、「破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。」としている。

債務者が支払不能になる前に設定された集合動産譲渡担保権に基づいて、債務者が支払不能になった後または破産手続開始の申立てがあった後に集合動産の所在場所に個別動産を搬入する行為は、集合物論を採るか分析論を採るかにかかわらず集合動産譲渡担保契約に基づく義務(破162条1項2号参照)の履行であって、既存の債務についての担保の供与であるから、破産法162条1項1号または2号の要件を充たした場合に限り、否認権行使の対象になる(詐害行為取消請求の場合と異なり、債権者と債務者との間の通謀的害意までは必要とせず、債権者が債務者が支払不能であったことや破産手続開始の申立てがあったことを知っていたときには否認権行使の対象となる)。したがって、倒産法上の否認権の可否の問題についても、集合物論を採る場合と分析論を採る場合とで違いはないといえよう。

以上のように、詐害行為取消請求および否認権行使の可否において、集合動産譲渡担保権の対抗要件具備後に加入した個別動産にいつから集合動産譲渡担保権の対抗力が及ぶかの問題は影響を及ぼさないというべきであ

るから、このことは集合物論を採るべきか分析論を採るべきかの判断に影響を及ぼす論点ではないといえる。

(e) 集合物論を採る意義

以上の検討からすると、集合物論を採っても分析論を採っても、一つの集合動産譲渡担保契約の締結と一度の占有改定意思表示により、後から加入する個別の動産についても譲渡担保の効力および対抗力を及ぼすことができるし、集合動産に将来加入する個別動産に譲渡担保権の対抗力が備わるのは加入時であると解するということになると、集合物論を採ろうと分析論を採ろうと、法律的には特段の違いをもたらさないということになりそうであるが、果たしてそのようにいえるのだろうか。

私は、分析論を採ることには無理があり、集合物論を採るべきものと考ええる。それは、次のような点で、集合物論を採ることにより、集合動産譲渡担保の適切な法律関係を導き出すことができると考えるからである。

第一に、集合物論を採れば、集合動産譲渡担保の目的物は構成部分である個別動産の搬入・搬出の繰り返しが予定されている集合物であるから、集合物として担保価値が基本的に維持されていればよいので、設定者による集合物を構成する個別動産の処分も、「通常の事業の範囲内」であれば許される（「要綱案検討（1）」第4 3）ということが自然に導き出される。これに対して、分析論のように、個々の動産に対する譲渡担保権設定契約が一括してなされているに過ぎないと考えると、集合動産譲渡担保権設定者が通常の事業の範囲内で個別動産を第三者に処分することができる点をどのように説明するのか。個別動産譲渡担保の場合には、譲渡担保権設定者が目的動産を譲渡担保権の負担のないものとして第三者に処分することは、譲渡担保権者の承諾を得て目的動産上の譲渡担保権を消滅させることなしにはなしえないことになる（「要綱案検討（1）」第2 3参照）。そこで、分析論は、当初個別動産譲渡担保の客体となった動産を設定者が処分することができ、その場合に譲渡担保権の効力が消滅するのは、設定者による

処分が譲渡担保権設定の解除条件になっている、あるいは譲渡担保権者から設定者に処分の授権がなされている、と構成するのであるが、集合動産譲渡担保の実態からは離れた構成であろう。

第二に、集合物論を採れば、集合動産譲渡担保の目的物は集合物であるから、被担保債権につき履行遅滞が生じ、集合動産譲渡担保権を実行した場合、その実行により被担保債権の全額が回収されなくても、その後に集合動産の所在場所に搬入される動産につき実行することはできないということになろう。中間試案および「要綱案検討(3)」も下記のようにそのような構成となっている。

中間試案「第3章 担保権の実行」「第11 新たな規定に係る集合動産担保権の実行」「2 実行後に特定範囲に加入した再度実行の可否」は、「新たな規定に係る集合動産担保権の担保権者は、実行の時点で存在する構成部分である動産全部について実行をした後に新たに特定範囲に加入した動産に対して、当初の担保の効力が及んでいるものとして再度の実行をすることはできないものとする」とする。また、「要綱案検討(3)」「第1 集合動産譲渡担保権の実行」の2は、集合動産譲渡担保権は、譲渡担保権者から設定者に譲渡担保権の実行通知が到達した後に集合動産譲渡担保権の特定範囲に属することとなった動産には及ばないとし、6は、この規定に反する特約は、無効とするとしている。

分析論のように、譲渡担保の客体はあくまで個々の動産であり、個々の動産に対する譲渡担保権設定契約が一括してなされているに過ぎないと理解すると、集合動産譲渡担保の実行も、共同担保のように被担保債権の完済まで集合動産の所在場所に搬入される動産につき譲渡担保権を実行できるとする考えが出てくる可能性もある。分析論を採る論者もそのような実行は認められないということであれば、そこには集合動産に一つの譲渡担保権が設定されているという考えが潜在的にはあるのではなかろうか。

以上のように、集合動産譲渡担保においては、分析論ではなく集合物論を採ることにより、集合動産譲渡担保の適切な法律関係を導き出すことができる点があると考えられるから、「要綱案検討(1)」第4-1が集合物論を採ったことは妥当であると私は考える。

(f) 「要綱案検討(1)」が「集合体」という文言の使用を取りやめた点

(1)(b)(イ)で見たように、(説明)は、中間試案においては構成部分の変動しない複数の動産も含めて「動産の集合体」とし、これを目的とすることができるとしていたが、構成部分の変動しない複数の動産について「集合体」という文言を用いることは必要性が乏しく、集合物との関係が分かりにくいという指摘もあったとして、「要綱案検討(1)」では、「集合体」という文言を用いていない。構成部分の変動しない複数の動産が担保になっている場合には、個別動産譲渡担保の法理で処理すればよいから、ここではそれについては対象外とすることでよい。集合動産譲渡担保の場合には、目的物を構成部分の変動する一つの「集合物」といえばよいが、集合債権譲渡担保の場合に、目的物を一つの集合債権と解する立場（集合物論的構成）からすれば、両者を合わせて目的物を構成部分の変動する一つの「集合体」とする表現もありうるであろう。

3 集合債権譲渡担保における集合物論的構成と分析論

集合動産譲渡担保について集合物論を採る多数学説の多くも、集合債権譲渡担保については分析論を採り、中間試案および「要綱案検討(1)」もこれに倣って、集合債権譲渡担保については、集合債権を目的とする譲渡担保が可能であることを当然の前提として、集合動産譲渡担保における「要綱案検討(1)」第4-1に対応する規律は設けられていない。

債権の集合体に対する新たな規定に係る債権担保権の設定の可能性について規律を設けないことの問題性については、私は、昨年本誌で取り上げ

させていただいたが²²⁾、中間試案の補足説明にも、「要綱案検討(1)」の(説明)にも説明がないので、改めてここで検討させていただくことにする。

(1) 中間試案および「要綱案検討(1)」

(a) 「要綱案検討(1)」とその(説明)

ア) 「要綱案検討(1)」

「第6 集合債権を目的とする譲渡担保権を設定した設定者の権限」

「1 集合債権を目的とする譲渡担保権を設定した設定者の権限

発生年月日の始期及び終期並びに債権発生原因の指定その他の方法により特定された範囲に属する債権(以下「集合債権」という。)を一括して譲渡担保契約の目的とした場合において、譲渡された債権に現に発生していない債権が含まれるときは、譲渡担保権設定者は、通常の事業の範囲内(譲渡担保契約に別段の定めがある場合にあっては、その範囲内)で、特定された範囲に属する債権を取り立てることができる。特定された範囲に含まれる債権の譲渡及び相殺、免除その他の債権を消滅させる行為についても、同様とする。」

(イ) (説明)²³⁾ 本文は、集合債権譲渡担保権の設定者が、通常の事業の範囲内で個別の債権の処分をすることができることを定めるもので、中間試案第3 4(1)と同様の内容である、としている。

(b) 中間試案と補足説明

それでは中間試案はどのようになっているか。

ア) 中間試案

第1章第3「4 集合債権を目的とする譲渡担保権を設定した設定者の権限」

「(1) 譲渡担保の目的債権が債権発生年月日の始期及び終期並びに債権発

22) 生熊・前掲注1)「集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保の立案をめぐる問題について」立命館法学402号239~244頁。

23) 部会資料28 20頁。

生原因等によって特定され、特定された範囲に現に発生していない債権を含むもの（以下「集合債権」といい、集合債権を目的とする債権譲渡担保によって債権者が得る権利を以下「集合債権を目的とする譲渡担保権」という。）である場合においては、設定者は、通常の事業の範囲内で、その特定された範囲に含まれる債権の取立て【、譲渡及び相殺、免除その他の債権を消滅させる行為】をする権限を有するものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときはその定めに従うものとする（注）。

- (2) 設定者が上記(1)の権限の範囲を超えて取立て【、譲渡、免除等】をした場合の譲受人及び第三債務者の保護に関する特別の規定を設けないものとする。

(注) 集合債権を目的とする譲渡担保権であっても、設定者は、原則として、債権の取立てをする権限を有さず、担保権者から取立権限を付与された場合に限り債権を取り立てることができるとする考え方がある。」

(イ) 補足説明²⁴⁾ 中間試案の補足説明にも、債権の集合体に対する新たな規定に係る債権担保権の設定の可能性について規律を設けないことについての説明はない。

(c) 部会資料3および13の（説明）

中間試案の立場は、部会資料3の（説明）²⁵⁾が基本となっているといえる。次のような説明が見られる。①動産に関しては、本来的には、現存しない動産について譲渡の効力を認め、対抗要件の具備を認めることはできないが、集合物論という考え方を通して、対抗要件の具備時期を当初の担保設定時としているのに対し、債権については、現存していない将来債権の譲渡及び対抗要件具備が一般的に認められているため、担保目的の取引に特化した規律は必要とされない。②また、債権担保の目的で複数の

24) 補足説明26頁以下。

25) 部会資料3 7頁。

債権を一括して譲渡する場合については、一つの集合債権が譲渡担保の対象となるのではなく、個々の債権が譲渡担保の対象となるとされており、経済的一体性は要件とされていない。以上から、部会資料3においては、集合動産譲渡担保の場合(部会資料第1-1)と異なり、複数の債権を一括して担保の目的とする場合についての規定を置くことを提案していない。

そして、部会資料13の(説明)²⁶⁾においては、現在及び将来の債権を一括して担保の目的とする場合に関しては、現存していない将来債権の譲渡及び対抗要件具備が一般的に認められていることや、経済的一体性を要件としない点について学説上強い異論が認められないことなどを理由に、部会資料3の第1-1において、規定を置かないことを提案したが、本部会の審議でも、特段異論はなかったため、引き続き、規定を置くことを提案していない、とされている。

(d) 担保法制部会における議論

第3回会議においては、この問題につき特段の意見表明は見られなかった。

第13回会議²⁷⁾においては、笹井幹事と道垣内部会長による説明があり、若干の意見表明があった。

笹井幹事は、次のように述べられている。①集合債権という名前を付けたのは、こういう概念を設けておいた方が、特定の債権だけではなくて、広く将来債権も含めて担保の目的として取ったという場合を描写するのに便利な概念だからである、②集合債権を一つの目的物と捉えて担保設定をするのだというわけではなく、1個1個の債権が譲渡されており、特定債権の譲渡担保と違うことが起こっているわけではない、特定債権譲渡担保と区別する必要は本来的にはない。

道垣内部会長は、次のように述べられている。①集合債権については

26) 部会資料13-9頁。

27) 第13回会議議事録8頁、22~25頁。

債権譲渡自体が始期と終期を特定して包括的な債権譲渡が認められるという判例法理になっており、かつ民法の改正でそういうことが認められているので、結局個別債権の問題という話になる、そうであるならば特別な規律を置く必要はない、② もっとも、集合動産における集合物と同じような集合債権論というものを構築すべきであるという強い意見もあるところであり、どのように考えたらよいか。

これに対して、片山直也委員は次のような発言をされた。集合債権譲渡担保では、設定者の取立権限が想定されており、固定化を前提とした集合物概念を、循環型の集合債権譲渡担保にも導入する意味は大いにあるのではないか。

また、沖野眞巳委員は次のような発言をされた。① 集合債権譲渡担保において、集合物論的に考えないと、将来債権で個別債権を全部担保に取っているから、今ある個別債権につき譲渡担保の実行をしても、その後も延々と個別債権が担保の目的として入ってくることになる、② 集合債権概念を入れた方がいいかどうかは、設定段階ですべてについて対抗要件を具備した地位を有し、それによって優先関係を確保できるということとは別に、実行あるいは倒産の局面で及ぶ範囲の枠づけとして、将来債権を一つの区画でくくっているということに意味を持たせる必要はないかという限りでは、やはり考える必要がある、もっともそのことを明文化する必要はない。

このような意見表明がなされたが、中間試案ではこれらの意見は取り上げられず、債権の集合体に対する新たな規定に係る債権担保権の設定という考え方を否定した上で、特定の債権だけではなくて、広く将来債権も含めて担保の目的として取ったという場合を描写するのに便利な概念として集合債権という用語を使い、集合債権を目的とする譲渡担保権を設定した設定者の権限についての規律を設けている。

そして、「要綱案検討(1)」においても、この立場が踏襲されたものである。

(2) これまでの判例

判例は、将来債権を含む特定範囲に入る集合債権についての譲渡担保を有効と認めるが、集合債権に対して譲渡担保権が設定されるとしているのかははっきりしない。

(3) これまでの学説

「要綱案検討(1)」は、これまでの多数学説の考え方を反映しているといえるが、これまでの学説の考え方は多様であるので、これまでの学説の考え方を整理しておく。

(a) 分析論(多数学説)

多数学説は、集合債権譲渡担保については、集合物論的な考え方を採る必要はなく、分析論を採り、個別債権に対する譲渡担保の束と解すればよいとする。次のような理由が挙げられている。

① 集合債権譲渡担保においては、未発生将来債権についても担保にとり、それについて現時点で対抗要件を具備することが認められるから、あえて集合物論類似の考え方をとって、全体として1個の集合債権を観念する必要もない²⁸⁾。例えば角紀代恵教授は、集合動産譲渡担保において集合物論が採られる最大の理由は、一度の対抗要件具備によって、将来、設定者が取得するであろう動産に対する対抗要件具備を可能にするためであるが、集合債権譲渡担保の場合には、将来債権譲渡が認められ、これについても集合債権譲渡担保権設定時に具備した対抗要件によって対抗力が認められるから、「集合債権」という概念を持つてくる必要はなく、分析論に立ち、個別債権譲渡担保の束として構成すれば足りるとされる²⁹⁾。集合動産譲渡担保についても分析論を採られる古積教授も、集合債権譲渡担保

28) 道垣内・前掲注6)担保物権法〔第4版〕354頁。

29) 角・前掲注3)はじめての担保物権法〔第2版〕200～202頁、角「集合債権譲渡担保をめぐる混迷は続く」金法2207号12頁(2023年4月)。

の場合には、将来発生する債権も、譲渡の対象として特定されれば譲渡し
対抗要件を具備しうるから、分析論を採ることができる³⁰⁾。

② 民法467条による対抗要件具備の場合、担保の目的債権の債務者が多数
にわたるときは、確定日付のある通知・承諾は、それらの債務者ごとになさ
れる必要があるから、集合物論は採用しづらい³¹⁾。松岡教授も、債務者が異
なる債権群については民法上の対抗要件を一度に備えることができないの
で、集合債権概念には集合物概念のような機能を期待できず、個々の債権が
担保目的で束として譲渡されると解さざるをえない、とされている³²⁾。

③ 将来債権譲渡担保の場合は、担保目的で譲渡したその時点で確定的
に譲渡され、またその第三者対抗要件も同時に具備されたものとして扱わ
れるから、集合物論を採らなくても、債務者が無資力になった後に将来債
権が現実のものとなっても、一般債権者による詐害行為取消の対象となる
おそれはないため、集合物論による必要はない³³⁾。

(b) 集合物論的構成

以上の多数学説に対して、集合債権譲渡担保の場合も、すでに発生して
いる債権および将来発生する債権を包括した「債権群」を一括して担保の
目的物にしようとするもので（集合物概念）、個別債権譲渡担保の束と解す
べきではないとする説もあるが³⁴⁾、少数にとどまる。

(4) 検 討

集合動産譲渡担保の場合には、将来集合動産の所在場所に搬入されるで
あろう個別動産を含めて一つの集合物とし、この集合物に一つの譲渡担保
権を設定し対抗要件を具備することができることにメリットがある

30) 松尾=古積・前注11) 物権法376頁、379頁（古積）。

31) 安永・前掲注3) 講義物権・担保物権法〔第4版〕476頁。

32) 松岡・前掲注13) 担保物権法355頁。

33) 安永・前掲注3) 講義物権・担保物権法〔第4版〕476頁。

34) 近江・前掲注3) 民法講義Ⅲ〔第3版〕363頁。

(集合物論は、集合動産譲渡担保の実態に合った考え方であり、集合物論を採ることにより、集合動産譲渡担保の適切な法律関係を導き出すことができる)と考えられることについては、2(4)(e)で述べた。これに対して、集合債権譲渡担保については、部会資料3および13は、(1)(c)で見た①および②を理由に、複数の債権を一括して担保の目的とする場合についての規定を置くことを提案していないとし、多数学説も、集合債権譲渡担保の場合には、集合物論的構成を採る必要はなく、個別債権の譲渡担保の束として構成すれば足りるとしているが、これには問題がないのであろうか。

(a) 多数学説の挙げる(3)(a)①～③の理由の問題点

(ア) 債務者不特定の将来債権の場合 ①は、集合債権譲渡担保においては、未発生の将来債権についても担保にとり、それについて現時点で対抗要件を具備することが認められるから、あえて集合物論類似的の考え方とって、全体として1個の集合債権を観念する必要もないとするのであるが、債務者不特定の将来債権の場合は、債権譲渡は可能であるが、現時点で第三者対抗要件を具備することができるのは、動産債権譲渡特例法による債権譲渡登記ができるときに限られ、民法467条による対抗要件具備のときは、債務者が特定して初めて第三者対抗要件を具備することができる。したがって、民法467条による対抗要件具備のときも視野に入れば、集合物論的構成も排除できないのではなかろうか。

(イ) 特定範囲に入る債権の債務者が複数の場合 ②は、集合債権譲渡担保の場合、特定範囲に入る債権の債務者が複数のときは、民法467条による対抗要件具備は、確定日付のある通知・承諾を債務者ごとにしなければならず、集合動産譲渡担保の場合のように、一つの集合物に一つの対抗要件を具備することができないので、全体として一つの集合債権を観念する意味はないという趣旨であろう。しかしながら、集合動産譲渡担保の場合は、1度の占有改定により将来集合動産に加入する個別動産についても対抗力を備えることができるとはいえ、私見および「要綱案検討(2)」第4

1(3)によれば、個別の動産について譲渡担保権の対抗力が生ずるのは集合動産への加入時であるので（加入時説）、集合動産譲渡担保の場合も、構成部分である個別動産に対する対抗力の具備の時期は個別動産ごとに異なるのであり、集合債権譲渡担保の場合に、特定範囲に入る債権の債務者が複数のとき、民法467条による対抗要件具備は、債務者ごとにばらばらだとしても、集合物論的構成になじまないということにはならないのではなかろうか。

(ウ) 詐害行為取消請求や倒産法上の否認権行使の可否の問題 ③については、詐害行為取消請求や倒産法上の否認権行使の可否の問題は、集合動産譲渡担保について述べたように、集合物論的構成を採るべきか分析論を採るべきかにおいて、論点にはならないというべきである。

以上の検討からすれば、集合債権譲渡担保においては、集合物論的構成をする必要はなく、分析論的構成をすればよいとするこれまでの多数学説の挙げる(3)(a)①～③の理由は、集合物論的構成を否定する理由にはならないのではないかと考える。

(b) 集合債権譲渡担保は個別債権譲渡担保の束に過ぎないのか

それでは、多数学説および部会資料3および13が、集合債権譲渡担保は、個別債権の譲渡担保の束として構成すれば足りるとしている部分に問題はないか。集合債権譲渡担保において、集合債権に一つの譲渡担保権の設定を認めるといふ集合物論的構成がやはり必要なのではなかろうか。

集合債権譲渡担保は単に個別債権譲渡担保の束に過ぎないということになると、これを共同（個別）債権譲渡担保と解することもできよう。共同債権譲渡担保ということになると、集合債権譲渡担保権者は、被担保債権の債務不履行後、集合債権譲渡担保権を実行し、その時点で現実化している特定範囲に入る個別債権を取り立てて、被担保債権の弁済に充て、なお被担保債権が完済されなければ、特定範囲に入る将来債権が現実化するのを待って、さらに取り立てることができるということになろう（民392条2項参照）。

現に、中間試案は、「第3章 担保権の実行 第15 債権譲渡担保権の実

行 7 集合債権を目的とする譲渡担保権の実行」で「集合債権を目的とする譲渡担保権の私的実行については、特別な規定を設けないものとする。」としており、補足説明では、次のように述べている³⁵⁾。

「現行法のいわゆる集合債権譲渡担保については、一般に、動産における「集合物」に対応する「集合債権」という概念は用いられず、個々の債権が直接譲渡の対象になると考えられている。そして、このような理解を前提とすると、集合債権を目的とする譲渡担保の実行についても、直接譲渡の対象になった個別の債権に対する担保実行の集積として理解することが整合的であり、個別の債権についての担保権実行とは異なる特別なルールは不要であると考えられる。」「そこで、本文では、集合債権が担保目的で実行された場合であっても、個々の債権について個別に直接取立て等による実行を行えば足りることとし、集合債権を目的とする譲渡担保の私的実行について特別な規定を設けないことを提案している。」

「実行後に設定者が取得する債権に担保権の効力が及ぶこととすべきか。」「集合債権譲渡担保が個別債権譲渡担保の束であるという一般的な考え方からすると、ある債権について担保権が実行されたからといって、当然に他の債権を目的とする譲渡担保権の帰趨に影響を与えるとは考えにくい。」「どのような範囲の債権が債権譲渡担保権の目的とされたかに関する当事者の合意（の解釈）に委ねれば足りる。このため、本文においては、この点に関する提案を示していない。」

この中間試案の補足説明に見られる考え方は、集合債権譲渡担保は個別債権譲渡担保の束であるという一般的な考え方から演繹して、集合債権譲渡担保を共同（個別）債権譲渡担保と同じように考えているのではなからうか。

しかし、集合債権譲渡担保については、集合動産譲渡担保の場合と異なり、分析論に立ち、個別債権の譲渡担保の束として構成すれば足りるとされる角教授は、「流動資産の譲渡担保において把握されているのは、実質的には、瞬間、瞬間において、在庫商品という動産群や売掛債権という債

35) 補足説明137頁。

権群が全体として把握している価値である」、「したがって、流動債権譲渡担保（筆者注：本稿でいう「集合債権譲渡担保」のこと）の実行は、ある時点において、その目的となっている債権のみを対象として行われるべきであり、その時点以後に設定者が取得した債権は、もはや、担保の目的とはならないと解すべきである。したがって、流動債権譲渡担保は、単に個別債権の譲渡担保が複数あるのではなく、複数の個別債権の譲渡担保が束ねられている束として捉えるべきである。」とされているのである³⁶⁾。

このように、集合債権譲渡担保につき、個別債権譲渡担保の束と解する説においても、集合債権譲渡担保を実行した場合、実行後に特定範囲に入る将来債権が現実のものとなったとき、この債権も集合債権譲渡担保権実行の対象となるかという問題においては、判断が分かれているといえる。

これは、集合債権譲渡担保は個別債権譲渡担保の束と構成すれば足りるというとき、その束の意味の理解に2通りがあるからであろう。つまり、その1は、中間試案のように、集合債権譲渡担保権者は、担保として特定範囲に入る将来債権を含む債権ごとに設定を受けた複数の個別債権譲渡担保を有しているに過ぎないと考えるものであり（共同担保的な考え方になる）、その2は、集合債権譲渡担保権者は、特定範囲に入る将来債権を含む債権ごとに設定を受けた複数の個別債権譲渡担保を有しているが、それらの個別債権譲渡担保の集合体（これが個別債権譲渡担保の束）が一つの担保の目的となっていると考えるものである。

角教授の先の説明は、その2の考え方に近いようにも見受けられ、個別債権譲渡担保の束を単純に個別債権譲渡担保の束とされるのではないのではなかろうか。教授は、近時の論考で次のように述べられている³⁷⁾。中間試案では、一定の継続する期間に設定者が取得する債権すべての価値を把握する累積型の集合債権譲渡担保とはいかなる担保手法であるかは明らか

36) 角・前掲注3) はじめての担保物権法〔第2版〕200頁、森田編・前掲注18) 新注釈民法(7) 613頁(角紀代恵)。

37) 角・前掲注29) 「集合債権譲渡担保をめぐる混迷は続く」金法2207号12頁以下。

になっていない、ここで問題になっているのは、集合動産譲渡担保とパラレルな存在である循環型の集合債権譲渡担保である、そうであればその実行は、実行時において集合債権譲渡担保の目的となっている債権のみを対象として行われるべきであり、実行時点以後に設定者が取得した債権は、もはや担保の拘束下に入ることはない、したがって、循環型の集合債権譲渡担保は、単に、個別債権の譲渡担保が複数あるのではなく、個別債権の譲渡担保の「束」であることに積極的な意義があるわけである。

先に引用させていただいたように、沖野委員が、集合債権譲渡担保において、集合物論的に考えないと、将来債権で個別債権を全部担保に取っているから、今ある個別債権につき譲渡担保の実行をしても、その後も延々と個別債権が担保の目的として入ってくることになる、集合債権概念を入れた方がいいかどうかは、実行あるいは倒産の局面で及ぶ範囲の枠づけとして、将来債権を一つの区画でくくっているということに意味を持たせるという限りでは、考える必要がある、と発言されたのも同様の趣旨かと思われる。片山委員の発言も、同様の趣旨ではなかろうか。

(c) 集合債権譲渡担保の法的構成

以上のような考え方からすると、集合債権譲渡担保をどのように構成すべきか。

分析論を採る学説の多くは、集合債権譲渡担保においては、あえて集合物論類似の考え方をとって、全体として1個の集合債権を観念する必要もないとするのであり、集合物論的構成は採りえないものとし、全体として1個の集合債権を観念することはできないと主張するわけではないようにも見える。角教授も、債権の場合には、将来債権の譲渡および対抗要件の具備が可能のために、「集合債権」概念を介在させなくても、特に、設定の局面における説明が容易だからであるとされている³⁸⁾。もっとも、分析

38) 角・前掲注29)「集合債権譲渡担保とめぐる混迷は続く」金法2207号12頁。

論を採る学説には、民法467条による対抗要件具備の場合、担保の目的債権の債務者が多数にわたるときは確定日付のある通知・承諾はそれらの債務者ごとになされる必要があるから、一つの集合物に一つの対抗要件を具備することができず、したがって、集合債権譲渡担保の場合は、集合物類似の考え方を採ることができないとする説もある。しかし、これについては、(a)(イ)で述べたことで反論できよう。

このように見てくると、集合債権譲渡担保の場合も、集合動産譲渡担保の場合に準じて、特定された範囲内の現存する個別債権および将来債権をその構成部分とし、構成部分である個別債権の設定者による取立ておよび構成部分である将来債権の現実化が予定されている集合債権が一つの集合債権譲渡担保の目的であるとする集合物論的構成の方が、むしろ集合債権譲渡担保の実態に合っているのではないだろうか。

集合債権譲渡担保を個別債権譲渡担保の束と構成するのではなく、一つの集合債権を目的とするものであると構成することにより、集合債権譲渡担保にあっては、個別債権譲渡担保の場合と異なり、譲渡担保権設定者は、通常の事業の範囲内で、特定された範囲に属する債権を取り立てることができること（「要綱案検討（1）」第6-1）、および、「集合債権担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、通常の事業が継続されれば譲渡担保契約の目的である集合債権が有すると認められる価値を維持しなければならない。」こと（「要綱案検討（1）」第6-1）、といった規律を導き出すことができよう。そして、このような構成からすると、中間試案第3章第157が、「集合債権を目的とする譲渡担保の実行についても、直接譲渡の対象になった個別の債権に対する担保実行の集積として理解することが整合的であり、個別の債権についての担保権実行とは異なる特別なルールは不要であると考えられる。」ということを理由に、「集合債権を目的とする譲渡担保権の私的実行については、特別な規定を設けないものとする。」としたことは、適切ではなく、集合動産譲渡担保権の実行に関する中間試案第3章第11-1(2)および2に準じた規律を設けるべきものとする。

4 む す び

以上、集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保における集合物論・分析論について再度検討し、集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保において、集合物論・集合物論的構成を採ることが適切である理由を述べさせていただいた。集合動産譲渡担保において集合物論を採る場合であっても、集合動産の所在場所に搬入される個別動産に集合動産譲渡担保権の対抗力が及ぶのは搬入時と解すべきであって（加入時説）、集合動産譲渡担保の対抗要件具備時に一度に個別動産に対抗力が具備される（対抗要件具備時説）わけではないから、集合債権譲渡担保の場合に、目的債権の債務者が複数であるときは債務者ごとに対抗要件が具備されるとしても、集合債権譲渡担保の目的物を一つの集合債権と考えることに支障があるとは思われないことなど、新たな理由も付け加えさせていただいている。

私見に類似した意見も担保法制部会における委員の発言に見られることでもあり、学説上も立案作業上もこの問題につき改めて検討する必要があるように私には思える³⁹⁾。

39) 和田勝行「集合財担保の法的構成をめぐる議論と今後の方向性」ジュリ1579号22頁以下(2023年1月)は、現在ではともに少数説である集合債権譲渡担保における集合物論的構成と集合動産譲渡担保における将来動産譲渡論につき理論的分析を加えられている。